

市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月20日

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市告示第37号

市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定により市街化調整区域に地区計画を提案しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号。以下「市補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区計画 法第12条の5に規定する地区計画
  - (2) 地区計画を提案しようとする者 木更津都市計画の提案に係る事前相談に関する取扱い要綱（平成23年木更津市告示第278号。以下「事前相談要綱」という。）第2条第2項に規定する都市計画提案事前相談書を市長に提出した法第21条2で規定する者
  - (3) 事業の完了 地区計画作成事業は、地区計画の提案書を市に提出し市が受理した日
- (補助の対象区域)

第3条 補助の対象区域は、次に掲げる区域とする。

「木更津市都市計画マスタープラン（平成28年3月改定）」に定める自然環境共生ゾーン又は集落活性化ゾーン内において10戸以上の住宅を含む地区計画（以下「集落型地区計画」という。）が、法第21条の2の規定により提案予定の区域又は提案された区域

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助事業は、地区計画作成事業とする。

- 2 地区計画作成事業とは、木更津市都市計画の提案に関する規則（平成20年木更津市規則第39号。以下「市提案規則」という。）第4条に規定する提案書等を作成するもの

(補助対象事業の要件)

第5条 この要綱により補助の対象となる事業は、次の項に適合するものでなければならない。

## 2 地区計画作成事業

- (1) 事前相談要綱第7条の規定により事前相談等の公表が行われ、法第21条の2に規定する提案を行うこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象経費

市提案規則第4条第4項及び第5項に規定する書類の取得費

- (2) 補助金の額

地区計画の提案書に添付された前号の書類の取得費で、予算の範囲内において対象経費合計額の全額

(補助金の交付申請)

第7条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付申請書（別記第1号様式）を作成し、必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付決定（変更）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定しようとする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

- 3 次の各号に掲げる者は補助の対象としない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当があるもの

- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

(申請の取下げ)

第9条 前条の補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、その補助金の交付の決定又はこれに付された条件に不服があるときは、当該補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日以内に補助金交付申請書の取下げをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金交付申請書の取下げをしようとするときは、市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付申請取下げ書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の内容変更等）

第10条 補助事業者は、市補助金規則第5条（補助金等の交付の条件）の規定により承認を受けようとするとき又は報告をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業を一時停止し、中止し、又は廃止するとき 地区計画作成事業（一時停止・中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）

(2) 事業の内容を変更しようとするとき 地区計画作成事業内容変更承認申請書（別記第5号様式）

(3) 事業の予定期間を延長するとき 地区計画作成事業完了予定日変更報告書（別記第6号様式）

2 市長は、提出された内容変更等を受理した場合は、これを審査し、承認したときは、補助金の変更交付を決定し、その旨を市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付決定（変更）通知書により申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、当該申請年度を越えて事業を行う場合は、地区計画作成事業遂行状況報告書（別記第7号様式）を当該期間経過後5日以内に市長へ提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業が完了したとき（事業を中止し、又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該事業完了後10日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、地区計画作成事業実績報告書（別記第8号様式。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の実績報告書が提出されたときは、提出された日から起算し、14日以内に完了

検査を行わなければならない。

3 市長は完了検査の結果について、不合格と認めるときは、是正命令書（別記第9号様式）により補助事業者に命じるものとする。

4 第3項の完了検査の結果、不合格となり是正を命ぜられたときは、補助事業者は遅滞なく是正を行い、是正完了報告書（別記第10号様式）を市長に提出し、再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については、第3項を準用する。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条第3項の規定により行う完了検査の結果について合格と認めるときは、補助金の額を確定し市街化調整区域における地区計画に係る補助事業交付額確定通知書（別記第11号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、補助事業交付額確定の通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付請求書（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付取消通知書（別記第13号様式）により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 第9条の規定による申請の取下げを提出したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 対象経費以外に補助金を使用したとき。
- (4) その他市長が認めるとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 前条の規定に該当するとき。
- 2 市長は、前項の規定により既に交付した支援金の全部又は一部を返還させようとするときは、市街化調整区域における地区計画に係る補助金返還請求命令書（別記第14号様式）により、

補助事業者に命じるものとする。

(帳簿、関係書類等の整備保管)

第17条 補助事業者は、補助金の経理を明らかにするとともに、事業に係る収入・支出に関する帳簿、その他事業実績の経過を明らかにするための関係書類を作成し、当該事業完了日の属する会計年度の翌年度から5年間、整理保管しなければならない。

2 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、前項の帳簿及び関係書類を掲示しなければならない。

(近隣問題等の防止)

第18条 補助事業者は施行地区における景観等に配慮するとともに、事業の各段階において、近隣問題を防止し又は解決するために、十分な説明や協議又は具体的な対策を行う等、必要な措置を講じなければならない。

(補足)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。